

# 社団法人 指宿地区法人会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人指宿地区法人会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、指宿市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図りもって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- ② 税制および税法に関する調査研究並びに意見具申
- ③ 法人会会員の役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- ④ 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種事業
- ⑤ 機関誌の発行並びに税務、経営関係各種資料の発行
- ⑥ 関係諸官庁並びに友誼団体との協調
- ⑦ 社団法人鹿児島県法人会連合会並びに県内法人会との相互連携
- ⑧ その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員は、指宿税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は所定の加入手続きにより任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この

定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 解散又は事業所の閉鎖
- (3) 除 名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
  - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則として返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- 理事 10名以上、15名以内  
うち、会 長 1名  
副 会 長 3名以内
- 監事 3名以内

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者のうちからこれを選任する。ただし、理事については3名以内は、会員外から選任することができる。

2. 会長、副会長は、理事の互選により、これを選任する。

(役員職務)

第 15 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に

よりその職務を代行する。

3. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
5. 監事は、民法第59条（監事の職務）に定める職務を行う。

（役員任期）

第16条 役員任期は2年として再任を妨げない。

その期間は、役員改選年の4月1日から2年後の3月31日までとする。

2. 増員又は補欠のため選任された役員任期は、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

（役員解任）

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条（除名）第1項各号の一に類する事実があったときは総会の決議によりその役員を解任することができる。

（役員報酬）

第18条 役員は原則として無報酬とする。

## 第5章 顧問、相談役、委員及び職員

（顧問及び相談役）

第19条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

（委員会並びに青年部会及び女性部会）

第20条 第4条（事業）に規定する本会の事業を遂行するため委員会並びに青年部会及び女性部会（以下『部会』という）を設けることができる。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員は、役員会の推薦により会員の代表者、その他の役員のうちから会長がこれを委嘱する。
4. 部会は、青年部会及び女性部会の会員をもってそれぞれ構成する。

（職員）

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、職員若干名を置き、役員会にはかり会長がこれを任免する。
3. 職員は原則として有給とする。

（規則）

第22条 委員会及び事務局の運営に関する規則は役員会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 6 章 会 議

### (会議の種類)

第 23 条 会議は総会、役員会及び支部長とし、会長がこれを招集する。

### (総 会)

第 24 条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

### (総会の開催及び招集)

第 25 条 通常総会は毎年 1 回事業年度終了後、2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の 5 分の 1 以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したとき開催する。

3. 総会は開催の日から少なくとも 7 日前に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。

ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、便宜の方法をもってこれにかえることができる。

### (会員の表決権)

第 26 条 会員は各 1 個の表決権を有する。

2. 会員は前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。

3. 会員は委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席したものとみなす。

### (総会の議事)

第 27 条 総会は全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、その定款に定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (総会の付議事項)

第 28 条 総会は、この定款に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び事業計画

(2) 収入支出予算及び決算

(3) 役員会において、総会に付議すべきことを決議した事項

(4) その他会長が必要と認めて付議した事項

### (役 員 会)

第 29 条 役員会は、会長、副会長、理事をもって組織し、本会の会務を執行する。

2. 役員会は、本会の会務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。

ただし、その決議事項は、次の総会に報告してその承認を得なければならない。

3. 監事、顧問、相談役は役員会に出席し、意見を述べることができる。

### (役員会の開催及び招集)

第 30 条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2. 役員会の招集については、第 25 条第 3 項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第 31 条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第 32 条 役員会は、この定款に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において、役員会に委任された事項
- (4) その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(支部長会)

第 33 条 支部長会は、会長、副会長、支部長の全員をもって組織する。

2. 支部長会は、必要の都度開催し、会長がこれを招集する。
3. 支部長会は、総会及び役員会において決議した重要事項その他会長が必要と認められた事項についての具体的な執行について審議する。

(会議の議長)

第 34 条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

## 第 7 章 支 部

(支部の組織)

第 35 条 本会は会務を効率的に執行するため、行政区画等に従って支部を設置する。

(支部の運営)

第 36 条 支部に支部長及び副支部長を置き、必要に応じて支部役員を置くことができる。

2. 支部長は本会の理事の中から選出する。
3. 支部長は、会長の命をうけて支部の会務を執行する。
4. 支部の運営等に関して必要な事項は、役員会の決議を経て別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 本会の資産は役員会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。  
(資産の区分)

第 39 条 本会の資産は基本財産及び運用財産の 2 種類に区分する。

2. 基本財産は財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第 40 条 基本財産は、これを処分し又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず総会の決議を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第 41 条 本会の経費は運用財産をもってこれにあてる。

(収支予算及び収支決算等)

第 42 条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。
3. 翌事業年度の通常総会開催までの期間の通常の業務に要する経費の支出は会長が許可する。

(剰余金の処分)

第 43 条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議を経、かつ、熊本国税局長の許可を受けなければこれを変更することができない。

(解散)

第 46 条 本会は、総会において全員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、熊本国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

## 第 10 章 雑 則

(細 則)

第 48 条 この定款の執行に必要な細則は役員会の決議を経て別に定める。

#### 附 則

1. この定款は熊本国税局長の設立許可があった日から執行する。
2. 理事及び監事の任期は、設立初年度に限り創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、創立総会の日から昭和 59 年 3 月 31 日までとする。
4. 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。

#### 附 則

(実施の時期)

1. 第 3 条 (目的)・第 4 条 (事業) 及び第 20 条 (委員会並びに青年部会及び女性部会目的) の改正規定は、平成 5 年 5 月 26 日から実施する。

#### 附 則

(実施の時期)

1. 第 13 条 (役員)、第 16 条 (役員の任期) 及び附則 2 の改正規定は、平成 17 年 5 月 25 日から実施する。  
但し、当附則の効力は、熊本国税局長の認可があった日から効力が生ずるものとする。

#### 附 則

(実施の時期)

1. 第 13 条 (役員)・第 14 条 (役員の選任)・第 15 条 (役員の職務)・第 29 条 (役員会)・第 33 条 (支部長会) の改正規定は、平成 23 年 5 月 25 日から実施する。  
但し、当附則の効力は、熊本国税局長の認可があった日から効力が生ずるものとする。